

議案第 13 号

八幡浜市人権尊重のまちづくり条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 24 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市人権尊重のまちづくり条例の一部を改正する条例

八幡浜市人権尊重のまちづくり条例（平成 17 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
（目的） 第 1 条 この条例は、基本的人権を尊重し、法の下での平等を定める日本国憲法を基本理念として、人権意識の高揚を図り、<u>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成 28 年法律第 68 号）及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年法律第 109 号）の趣旨を踏まえ</u>、あらゆる差別をなくし、もって差別のない明るく住みよいまちづくりを実現することを目的とする。 （市の責務） 第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を推進するとともに、市民<u>及び市内に存する事業者（以下「事業者」という。）</u>の人権意識の高揚を図るものとする。 （市民<u>及び事業者</u>の責務） 第 3 条 市民<u>及び事業者</u>は、この条例を尊重し、自ら人権尊重の啓発に努めるとともに、人権意識高揚のために市が実施する施策に協力するものとする。 2 市民<u>及び事業者</u>は、自ら差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。 （<u>施策</u>の推進） 第 4 条 市は、基本的人権を尊重し、あらゆる差別の根本的かつ速やかな解決を図るため、必要な施	（目的） 第 1 条 この条例は、基本的人権を尊重し、法の下での平等を定める日本国憲法を基本理念として、人権意識の高揚を図り _____ _____ _____ _____ _____、あらゆる差別をなくし、もって差別のない明るく住みよいまちづくりを実現することを目的とする。 （市の責務） 第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を推進するとともに、市民 _____ の人権意識の高揚を図るものとする。 （市民 _____ の責務） 第 3 条 市民 _____ は、この条例を尊重し、自ら人権尊重の啓発に努めるとともに、人権意識高揚のために市が実施する施策に協力するものとする。 2 市民 _____ は、自ら差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。 （<u>施策等</u>の推進） 第 4 条 市は、基本的人権を尊重し、あらゆる差別の根本的かつ速やかな解決を図るため、必要な施

策を計画的に推進するものとする。 (<u>教育及び啓発活動の充実</u>) 第5条 市は、市民<u>及び事業者</u>の人権意識の高揚を図るため、<u>必要な教育及び</u>啓発活動の充実に努めるものとする。 (<u>相談体制の充実</u>) <u>第6条 市は、あらゆる人権問題に関する相談に的確に応じるため、相談体制の充実に努めるものとする。</u> (調査等の実施) <u>第7条 市は、前3条の施策を推進し、並びに教育、啓発活動及び相談体制を充実させるため、</u>必要に応じ調査等を実施するものとする。 (推進体制<u>の充実</u>) <u>第8条</u> 市は、この条例に基づく施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体との連携を強化し、推進体制の充実に努めるものとする。 (委任) <u>第9条</u> (略)	策を計画的に推進するものとする。 (<u> </u>啓発活動の充実) 第5条 市は、市民<u> </u>の人権意識の高揚を図るため、<u> </u>啓発活動の充実に努めるものとする。 (調査等の実施) <u>第6条 市は、前2条の施策及び啓発活動を推進するため </u>、必要に応じ調査等を実施するものとする。 (推進体制<u> </u>) <u>第7条</u> 市は、この条例に基づく施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体との連携を強化し、推進体制の充実に努めるものとする。 (委任) <u>第8条</u> (略)
--	--

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

「人権三法」の施行等に伴い、社会情勢の変化に対応し、多様な人権課題を解決するための環境整備を推進するため。